

こ支家第47号  
令和5年5月10日

【一部改正】こ支家第677号  
令和5年10月31日  
こ支家第680号  
令和6年1月19日  
こ支家第324号  
令和6年5月22日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 宛  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁長官

## 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）は廃止する。

ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

### （通則）

この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

### 第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市

町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置(障害児入所施設を除く。)、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施(以下「保育の措置」という。)、第21条の18第2項に規定する家庭支援事業の実施(以下「家庭支援事業の措置」という。)、第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導の委託(都道府県及び市町村が設置する機関に委託する場合を除く。以下「指導委託」という。)、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における第50条第6号、第6号の2、第6号の4(市町村に委託する場合を除く。以下同じ。)、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号の2、第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用、指導委託に係る費用、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に係る費用、家庭支援事業の措置に係る費用、保育の措置に係る費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療研究センター等」という。))については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする。

- (1) 事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。))第36条の4の2第3号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型。以下同じ。))のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。)及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。))を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費並びに指導委託、家庭支援事業の措置の実施に必要な経費をいう。
  - (2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護施設に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。
- 2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

- 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護施設にあっては、その一時保護施設の運営に必要な事務費及び事業費の年額又は月額。）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設（里親支援センターを除く。）、里親及び一時保護施設について設定したものをいう。
- 4 「事務単価」とは、指導委託にあっては対象児童の1人当たりの事務費の月額、里親支援センターにあってはその里親支援センターで実施する里親支援事業に必要な事務費の月額、家庭支援事業の措置にあってはその事業の実施に必要な事務費、保育の措置にあっては対象児童の1人当たりの事務費及び事業費の月額その他の単価であって、家庭支援事業の措置以外については都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長が、家庭支援事業の措置については市町村の長が、第3に定めるところにより、その施設、指導委託を受ける機関及び団体（以下「指導機関」という。）について、設定したものをいう。
- 5 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値及び事務単価に対象児童数その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設、指導機関、里親又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）に対し各月算定して支弁しなければならないもの並びに一時保護施設費及び家庭支援事業の措置に係る経費をいう。
- 6 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。
  - (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。
  - (2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。

- (3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- (4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
- (5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 7 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。)をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。
- 8 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 9 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
- 10 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 11 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年

度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

- 12 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護施設において、第3の2（1）の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

## 第2 国庫負担額等

### 1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額と指導委託及び家庭支援事業の措置にかかる支弁基準額の合算額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

### 2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号、第53条、第55条並びに第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設里	都道府県、指定都市、	都道府県立施設、市町		1 / 2	1 / 2

親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）の措置費等	児童相談所設置市	村立施設及び私立施設			
一時保護施設の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2
指導委託の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	私立の指導機関		1 / 2	1 / 2
家庭支援事業の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	—	1 / 4	1 / 4	1 / 2

### 3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

### 4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

## 第3 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の設定方法

### 1 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設、里親及び指導機関について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価及び事務単価その他の支弁基準を設定しな

なければならないこと。

ただし、次の2から4によらず、家庭支援事業の措置については、別に定める基準額により設定することとし、保育の措置については、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価及び事務単価その他の支弁基準（家庭支援事業の措置に係る支弁基準は除く。）について市町村長、施設の長、里親、指導機関に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

## 2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価

	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護施設において5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設において、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数（ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数）
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型（以下「児童自立生活援助事業所Ⅰ型」という。）に限る。）及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算（Ⅰ）分月額保護単価又は(13)個別対応職員加算（Ⅱ）分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設及び児童自立支援施設であって、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)職業指導員加算分保護単価



6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(15)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(16)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(19)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(20)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

<p>13民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価（Ⅰ）、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(35)降灰除去費加算分保護単価</p>
<p>16社会的養護処遇改善加算費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(36)社会的養護処遇改善加算分保護単価</p>

17社会的養護従事者 処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(39)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(40)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(41)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×生活単位数
21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。)が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(42)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価又は(43)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分保護単価×実施か所数
22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算

分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護施設の専門職員等加算分、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）への対応加算（以下「一時保護施設の新基準対応加算」という。）分及び一時保護施設のユニットケア加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（対象者の居宅を除く。）を除く。）及びファミリーホームの賃借費加算分、一時保護施設の第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は第4の2の表の（1）に掲げる保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

- (3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

- (6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

### 3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

### 4 事務単価の設定方法

- (1) 里親支援センターの事務費の月額事務単価の設定は個々の施設ごとにその所在する地域により定まる別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、次表の「1里親等支援員加算費」から「7休日・夜間支援体制強化事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分事務単価を加算した額をもってその里親支援センターの事務費の事務単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 里親等支援員加算費	里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯が60世帯を超えており、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「里親等支援員」が2人以上配置されている場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(1)里親等支援員加算分事務単価×(配置里親等支援員数-1) (61帯以上20世帯ごとに1人を上限とする。)
2 心理療法担当職員加算費(常勤職員)	里親支援センターにおいて、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(2)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数
3 親子関係再構築支援加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(4)親子関係再構築支援加算(I)分事務単価別又は(5)親子関係再構築支援加算(II)分事務単価
4 自立支援担当職員加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(6)自立支援担当職員加算(I)分事務単価又は(7)自立支援担当職員加算(II)分事務単価

5 市町村連携事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(8)市町村連携事業加算分事務単価
6 レスパイト・ケア体制構築事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(9)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅰ)分事務単価又は(10)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅱ)分事務単価
7 休日・夜間支援体制強化事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(11)休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価
8 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	里親支援センターに別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務単価表の2加算分保護単価の(12)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価

(2) 指導委託に係る指導機関の事務費の月額保護単価の設定は別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

(3) 里親支援センターの心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)の事務単価は、別表2の事務費の2加算分事務単価をそのまま設定するものとする。

また里親支援センターの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分は、第4の2の表の(1)に掲げる事務費の各費目の事務単価をそのまま設定するものとする。

(4) (1)により里親支援センターの事務単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中に加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等があった日の属する月の翌月分(その月初日に改定等があったときはその月分)の支弁から、(1)の方法により、その里親支援センターの事務単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(5) 里親支援センターが新設される場合において、その開所する月(里親支援センターの開所は各月の初日から行うものとする。)の前月分の事務費の事務単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

#### 5 措置費等の支弁基準の設定方法

2、3及び4により保護単価等を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価等による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加

えてそのまま設定すれば足りること。

#### 第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

##### 1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3、第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置及び家庭支援事業の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

##### 2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設（一時保護の委託を受けた施設を含む。）</p>	<p>施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費</p>	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、里親支援センターについては算式(3)、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）については算式(4)、ファミリーホームについては算式(5)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(6)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(7)）によって算定した額とする。</p> <p>ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から</p>



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×[定員(その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数)－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数]＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設の月額事務単価</p> <p>算式(4)</p> <p>児童自立生活援助事業所を実施するファミリーホームの月額保護単価×その月初日の児童自立生活援助事業所の現員</p> <p>(ただし、そのファミリーホームが新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)</p> <p>算式(5)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(6)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(7)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式            学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式            指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び里親支援センターが別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式            心理療法担当職員加算分月額保護単価又は事務単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式            基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護施設の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205}（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>イ その一時保護施設が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護施設が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>エ 建物の賃借に係る実費。なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>オ 一時保護施設が別に定める基準により児童相談所一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>カ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設の新基準対応加算分を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>キ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設のユニットケア加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1)  事務費			<p>不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ (10\text{円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。</p>



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																	
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護施設(一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。)の一時保護児(以下「一時保護児」という。)</p>	<p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、児童自立生活援助事業所又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。</p> <p>ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)</p> <p>一般生活費保護単価表</p> <p>(措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="850 1377 1313 1888"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">児童養護施設</td> <td>乳児分</td> </tr> <tr> <td>63,860円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> </tr> <tr> <td>55,270円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童自立支援施設</td> <td>入所児分</td> </tr> <tr> <td>55,270円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> </tr> <tr> <td>16,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童心理治療施設</td> <td>入所児分</td> </tr> <tr> <td>55,730円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> </tr> <tr> <td>16,980円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分	63,860円	乳児以外分	55,270円	児童自立支援施設	入所児分	55,270円	通所児分	16,980円	児童心理治療施設	入所児分	55,730円	通所児分	16,980円
施設種別	一般生活費(月額)																			
児童養護施設	乳児分																			
	63,860円																			
	乳児以外分																			
55,270円																				
児童自立支援施設	入所児分																			
	55,270円																			
	通所児分																			
16,980円																				
児童心理治療施設	入所児分																			
	55,730円																			
	通所児分																			
16,980円																				
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費																		
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)																		

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	
			一里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	乳児分 64,120円 乳児以外分 55,530円
			乳児院	3才未満児分 63,860円 3才以上児分 55,270円
			ファミリーホーム	乳児分 63,860円 乳児以外分 55,270円
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）	55,270円
			母子生活支援施設	入所者 4,130円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,350円 3歳以上児 6,570円
<p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価 111,650円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p>				

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>(2) 里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。）に対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児（1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。）又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>（(1)の里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。）の一般生活費月額保護単価÷30.4）×その月の委託措置等児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>（(1)一般生活費月額保護単価÷30.4）×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>（月額保護単価÷その月の開所日数）×その月の通所した日数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護施設(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合  法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×4,590円(児童が乳児の場合、延児童数×6,230円)</p> <p>②6日目から30日目まで  法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,270円(児童が乳児の場合、延児童数×1,290円)</p> <p>③①及び②以外  法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,820円(児童が乳児の場合、延児童数×2,100円)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円  (ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。  法第33条の規定により一時保護された延児童数×3,670円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数（2歳未満）×8,640円＋別に定める基準による延児童数（2歳以上）×5,600円</p>
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>別に定める基準による児童数×月額26,100円</p> <p>一時保護委託児童</p> <p>算式(2)</p> <p>別に定める基準による児童数×日額850円</p>
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>一時保護委託児童数（3歳未満児）×日額2,620円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業に限る。)を必要とするものと認定された施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、その認定額を加算する。</p> <p>(注)異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
イ 点数以外の分	(ア) 分娩 介助 料	助産施設 の入所妊 産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき237,720円を限度として支弁できる。
	(イ) 胎盤 処置 料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
	(ウ) 新生 児介 補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理
	(エ) 保 険 料		保険料	の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、12,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼 稚 園 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児		幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費            (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用に係る費用            (2) 教材代            (3) 通学のための交通費            (4) 部活動費            (5) 学習塾費            (6) 児童自立支援施設の教材費            (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等            (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。            ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)            次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数            教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="847 1216 1366 1377"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>7,210円</td> <td>9,380円</td> <td>9,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)            その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。            算式(3)            その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円								



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学 校 給 食 費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。</p>	<p>その児童のその学校給食に必要な経費</p>	<p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常「見学旅行」をいう。)に参加するもの。</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="847 779 1366 1010"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	22,690円										
中学校第3学年	60,910円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円										
(10) 入進学支度金	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。</p>	<p>その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="847 1335 1366 1458"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年入学児童	81,000円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	64,300円										
中学校第1学年入学児童	81,000円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(11) 特別育成費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(3)、(5)及び(6)及び(7)に限る。(5)は中学生含む。)、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの(既に就職しているものは除く。)又は別に定めるもの(第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る)。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用</p> <p>(2) 通学のための交通費</p> <p>(3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費</p> <p>(4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p> <p>(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p> <p>(7) 大学等受験にかかる経費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="874 703 1362 810"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>28,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>39,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(3) 入学時特別加算費月額保護単価86,300円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費月額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であつて別に定めるもの)</p> <p>算式(5) 補習費保護単価20,000円(高等学校第3学年は25,000円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であつて別に定めるもの)</p> <p>算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であつて別に定めるもの)</p> <p>算式(7) 大学等受験費保護単価158,000円を上限として、実費を合算した額。</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	28,330円	私立高等学校	39,540円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	28,330円								
私立高等学校	39,540円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(12) 夏季等特別行事	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。</p>	<p>その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等</p>	<p>次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 <math>3,150円 \times</math> 夏季等特別行事参加措置児童数</p>
(13) 期末一時扶助費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児</p>	<p>その児童の年末における被服等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護施設費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 <math>5,950円 \times</math> 12月初日の措置又は一時保護児童数</p>
(14) 医療費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。</p>	<p>その児童等の医療に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、児童自立生活援助事業所の入所児童にあっては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷暖房費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷 暖 房 費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設種別	1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	そ の 他
			児童養 護施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円
			児童自 立支援 施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生 活支援 施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円
			乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円
			児童心 理治療 施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円
			一時保 護施設	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円
			ファミ リーホ ーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円
			児童自 立生活 援助事 業所（ 児童自 立生活 援助事 業所Ⅲ 型のう ち、里 親の居 宅又は 里親が 児童自 立生活 援助を 行う対 象者の 居宅を 除く。） A	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）B	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷 暖 房 費			<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）A」は、別に定める基準に該当する場合とし、「児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）B」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護施設」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護施設」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合（児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）Bを除く。）は次の表を用いること。</p>



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄														
(16) 冷 暖 房 費			<table border="1"> <tr> <td>級地別</td> <td>旧5級地</td> <td>旧4級地</td> <td>旧3級地</td> <td>旧2級地</td> </tr> <tr> <td>施設種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	施設種別								
			級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地										
			施設種別														
			児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円										
			乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円										
			児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			一時保護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円													
児童自立生活援助事業（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）A	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円													

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄				
			児童自立生活援助事業（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価413,340円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>				

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(18) 自大立学生進生活学支等度費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。</p>	<p>(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費</p> <p>(2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の進学による措置解除児童数</p> <p>算式(2)</p> <p>大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価413,340円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が161,290円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円×死亡児数
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したものの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当	里親委託児童及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）入所児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000円×1人

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）入所児童のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童等が通院する際に必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）</p> <p>イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）</p>
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童	新たに措置した際に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>里親委託児童又はファミリーホーム入所児童</p> <p>算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>児童自立生活援助事業所入所等児童（別に定める基準に該当するものに限る）</p> <p>算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,630円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費
(26) 通一学時送迎護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防災対策費	児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実に係る経費	総合的な防災対策の充実に係る実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。

### 3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

## 第5 徴収金基準額

### 1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（児童自立生活援助事業所の入所等児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とし、家庭支援事業の措置については、別に定める額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円	2,200円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円	
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円	4,500円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円	6,700円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円	9,300円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円	14,500円
D5	183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるとときは41,200円とする。)	20,600円	
D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるとときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるとときは27,100円とする。)	



			る。)	
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるとときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるとときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるとときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるとときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるとときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるとときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるとときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるとときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるとときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるとときは71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超

			166,600円を超えるときは166,600円とする。)	えるときは83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」という。)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p>			

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児

通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	4,500円	2,200円	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D2		9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円
D3		27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円
D4		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D5		93,001円から 177,300円まで	29,000円	14,500円
D6		177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円
D7		258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)

D 8	348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9	456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D10	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11	704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12	852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13	1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

			る。)	
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1)「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2)「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3)「在宅障害児(者)」(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合</p>			

支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」

…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特



	<p>別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	--

## 2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費は、徴収の対象とはならないこと。

### 算 式 (1)

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

### 算 式 (2)

[（事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

## 第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

## 第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

## 第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

## 別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

## 1 一般分保護単価

## (1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900
21～25人	298,770	290,780	288,780	282,780	278,780	270,780	264,790	258,790
26～30	258,420	251,470	249,730	244,520	241,050	234,100	228,890	223,680
31～35	241,310	234,800	233,170	228,290	225,040	218,530	213,650	208,770
36～40	224,190	218,130	216,610	212,060	209,020	202,960	198,410	193,850
41～45	219,930	213,900	212,400	207,880	204,870	198,850	194,330	189,820
46～50	192,560	187,290	185,970	182,010	179,370	174,100	170,140	166,190
51～55	187,710	182,560	181,270	177,410	174,840	169,690	165,830	161,970
56～60	182,860	177,840	176,580	172,820	170,310	165,290	161,520	157,750
61～65	178,230	173,330	172,110	168,440	165,990	161,090	157,420	153,740
66～70	173,600	168,820	167,630	164,050	161,670	156,890	153,310	149,730
71～75	169,470	164,800	163,640	160,140	157,800	153,150	149,650	146,150
76～80	165,330	160,780	159,640	156,230	153,950	149,390	145,980	142,570
81～85	162,350	157,870	156,760	153,400	151,170	146,690	143,330	139,980
86～90	159,370	154,980	153,870	150,580	148,380	143,980	140,680	137,380
91～95	156,050	151,750	150,680	147,450	145,310	141,010	137,780	134,560
96～100	152,730	148,530	147,480	144,330	142,230	138,030	134,880	131,730
101～105	151,080	146,910	145,880	142,760	140,680	136,520	133,400	130,280
106～110	149,420	145,300	144,270	141,180	139,130	135,010	131,920	128,830
111～115	147,760	143,680	142,660	139,600	137,560	133,490	130,430	127,380
116～120	146,080	142,050	141,040	138,020	136,010	131,970	128,950	125,920
121～125	144,570	140,580	139,590	136,590	134,590	130,600	127,600	124,610
126～130	143,060	139,110	138,120	135,160	133,170	129,220	126,250	123,290
131～135	142,120	138,180	137,200	134,250	132,280	128,350	125,390	122,440
136～140	141,160	137,250	136,270	133,340	131,380	127,470	124,540	121,600
141～145	139,770	135,890	134,920	132,010	130,070	126,190	123,280	120,380
146～150	138,370	134,530	133,570	130,680	128,760	124,920	122,040	119,160
151人以上	137,680	133,850	132,900	130,030	128,110	124,290	121,420	118,560

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530
21～25人	317,250	308,670	306,520	300,080	295,780	287,200	280,760	274,320
26～30	273,200	265,780	263,930	258,360	254,650	247,230	241,660	236,100
31～35	254,490	247,560	245,830	240,630	237,160	230,240	225,040	219,850
36～40	235,780	229,340	227,730	222,900	219,680	213,240	208,420	203,590

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,517,260	1,484,250	1,476,000	1,451,240	1,434,730	1,401,720	1,376,960	1,352,200

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	298,880	291,390	289,510	283,890	280,140	272,650	267,030	261,410
31～35人	281,730	274,620	272,840	267,490	263,940	256,810	251,470	246,130
36～40	264,590	257,850	256,160	251,100	247,730	240,980	235,920	230,860
41～45	260,740	253,980	252,290	247,210	243,830	237,060	231,980	226,910
46～50	245,320	238,900	237,290	232,480	229,270	222,850	218,040	213,230
51～55	239,020	232,750	231,180	226,470	223,340	217,060	212,350	207,650
56～60	232,740	226,600	225,060	220,470	217,400	211,270	206,670	202,070
61～65	227,480	221,460	219,960	215,440	212,430	206,410	201,910	197,390
66～70	222,230	216,330	214,850	210,420	207,470	201,570	197,140	192,710
71～75	217,430	211,630	210,180	205,830	202,930	197,130	192,780	188,430
76～80	212,630	206,930	205,510	201,240	198,390	192,700	188,430	184,160
81～85	209,220	203,590	202,190	197,970	195,150	189,530	185,310	181,090
86～90	205,820	200,260	198,870	194,690	191,910	186,350	182,190	178,010
91～95	202,140	196,650	195,280	191,160	188,410	182,920	178,810	174,680
96～100	198,470	193,040	191,690	187,620	184,910	179,490	175,420	171,360
101～105	196,900	191,520	190,170	186,140	183,450	178,070	174,030	170,000
106～110	195,330	189,990	188,660	184,660	181,990	176,650	172,650	168,640
111～115	193,490	188,190	186,870	182,900	180,260	174,960	170,990	167,020
116～120	191,640	186,390	185,070	181,140	178,520	173,270	169,330	165,390
121～125	190,540	185,310	184,000	180,080	177,470	172,240	168,330	164,400
126～130	189,440	184,230	182,930	179,030	176,430	171,220	167,320	163,410
131～135	187,990	182,810	181,530	177,650	175,060	169,890	166,010	162,140
136～140	186,540	181,400	180,120	176,270	173,690	168,560	164,710	160,860
141～145	185,400	180,290	179,010	175,170	172,610	167,500	163,660	159,820
146～150	184,270	179,170	177,900	174,080	171,530	166,430	162,610	158,790
151人以上	183,290	178,220	176,950	173,150	170,610	165,540	161,730	157,930

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	889,050	865,210	859,250	841,370	829,450	805,610	787,730	769,850
11～15人	703,170	684,120	679,350	665,060	655,530	636,480	622,190	607,890
16～20	627,770	610,370	606,020	592,970	584,280	566,880	553,830	540,790
21～25	548,690	533,440	529,620	518,190	510,560	495,310	483,870	472,440
26～30	527,790	513,060	509,380	498,340	490,970	476,250	465,200	454,160
31～35	512,380	498,050	494,470	483,720	476,560	462,230	451,490	440,750
36～40	496,960	483,040	479,560	469,110	462,150	448,230	437,780	427,340
41～45	483,720	470,130	466,740	456,560	449,770	436,180	426,000	415,820
46～50	470,470	457,240	453,930	444,000	437,380	424,150	414,220	404,300
51～55	465,010	451,920	448,650	438,830	432,280	419,190	409,370	399,560
56～60	459,550	446,610	443,370	433,660	427,180	414,230	404,520	394,810
61～65	454,630	441,810	438,610	429,000	422,590	409,760	400,150	390,530
66～70	449,710	437,020	433,840	424,330	417,980	405,300	395,780	386,260
71～75	445,350	432,770	429,630	420,200	413,910	401,330	391,900	382,470
76～80	440,980	428,520	425,400	416,060	409,830	397,370	388,020	378,680
81～85	436,790	424,430	421,350	412,090	405,910	393,560	384,300	375,030
86～90	432,600	420,350	417,290	408,110	401,990	389,750	380,570	371,390
91人以上	427,960	415,850	412,820	403,730	397,670	385,550	376,470	367,380

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	779,670	758,970	753,800	738,280	727,930	707,230	691,710	676,190
11～15人	632,710	615,620	611,350	598,540	590,000	572,920	560,110	547,300
16～20	546,310	531,200	527,430	516,100	508,540	493,430	482,100	470,770
21～25	505,290	491,230	487,720	477,170	470,140	456,080	445,540	434,990
26～30	474,040	460,790	457,480	447,540	440,920	427,670	417,730	407,800
31～35	459,690	446,810	443,600	433,940	427,500	414,620	404,970	395,310
36～40	445,340	432,840	429,710	420,330	414,080	401,580	392,200	382,820
41～45	430,990	418,860	415,830	406,730	400,660	388,530	379,430	370,330
46～50	416,650	404,890	401,940	393,120	387,240	375,480	366,660	357,840
51～55	411,910	400,280	397,370	388,640	382,820	371,190	362,460	353,730
56～60	407,180	395,670	392,790	384,160	378,400	366,890	358,260	349,620
61～65	402,450	391,060	388,210	379,670	373,980	362,590	354,050	345,510
66～70	397,710	386,450	383,630	375,190	369,560	358,290	349,850	341,400
71～75	392,980	381,840	379,060	370,700	365,140	354,000	345,650	337,290
76～80	388,250	377,230	374,480	366,220	360,710	349,700	341,440	333,180
81～85	383,510	372,620	369,900	361,740	356,290	345,400	337,240	329,070
86～90	378,780	368,020	365,320	357,250	351,870	341,110	333,030	324,960
91人以上	374,050	363,410	360,750	352,770	347,450	336,810	328,830	320,850

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400
11～15人	480,690	467,980	464,810	455,280	448,930	436,230	426,700	417,170
16～20	403,790	392,790	390,040	381,790	376,290	365,280	357,030	348,780
21～25	368,480	358,360	355,830	348,240	343,180	333,060	325,470	317,880
26～30	341,020	331,610	329,250	322,190	317,480	308,060	301,000	293,940
31～35	325,720	316,710	314,450	307,690	303,180	294,160	287,400	280,630
36～40	310,430	301,810	299,650	293,190	288,880	280,260	273,800	267,330
41～45	295,130	286,910	284,850	278,690	274,580	266,360	260,190	254,030
46～50	279,830	272,010	270,050	264,190	260,280	252,460	246,590	240,730
51～55	274,520	266,850	264,930	259,170	255,330	247,650	241,890	236,130
56～60	269,220	261,680	259,800	254,140	250,380	242,840	237,180	231,530
61～65	263,920	256,520	254,670	249,120	245,420	238,030	232,480	226,930
66～70	258,610	251,360	249,540	244,100	240,470	233,220	227,780	222,330
71～75	253,310	246,200	244,420	239,080	235,520	228,410	223,070	217,740
76～80	248,010	241,030	239,290	234,060	230,570	223,600	218,370	213,140
81～85	242,700	235,870	234,160	229,040	225,620	218,790	213,670	208,540
86～90	237,400	230,710	229,040	224,020	220,670	213,980	208,960	203,940
91人以上	232,100	225,550	223,910	219,000	215,720	209,170	204,260	199,340

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	684,390	666,240	661,700	648,090	639,010	620,860	607,240	593,630

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	188,370	183,890	182,550	179,410	177,170	172,690	169,320	165,960
11～20世帯	165,070	160,820	159,650	156,580	154,460	150,210	147,020	143,840
21～30	132,160	128,700	127,760	125,240	123,510	120,040	117,450	114,850
31～40	99,480	96,880	96,180	94,290	92,990	90,390	88,450	86,500
41～50	89,700	87,370	86,730	85,030	83,860	81,520	79,770	78,020
51世帯以上	79,920	77,850	77,280	75,770	74,730	72,650	71,100	69,540

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	円 156,360	円 152,880	円 152,010	円 149,400	円 147,670	円 144,190	円 141,580	円 138,970

(8) 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20人まで	円 476,690	円 463,330	円 460,130	円 453,410	円 449,630	円 436,300	円 426,120	円 416,510
21～25人	427,600	415,570	412,630	406,360	402,750	390,740	381,640	372,820
26～30人	378,500	367,800	365,120	359,320	355,880	345,180	337,160	329,140
31～35人	359,190	349,010	346,460	340,800	337,420	327,230	319,600	311,960
36～40	339,880	330,220	327,800	322,290	318,960	309,290	302,050	294,800
41～45	325,740	316,440	314,120	308,680	305,350	296,050	289,090	282,110
46人以上	311,590	302,670	300,430	295,070	291,750	282,820	276,130	269,430

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 78,300	円 76,040	円 75,470	円 73,770	円 72,640	円 70,370	円 68,670	円 66,970

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童心理治療施設通所部	円 119,120	円 115,630	円 114,750	円 112,130	円 110,390	円 106,890	円 104,270	円 101,650

(11) 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型を実施する場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	263,890	258,240	256,830	252,590	249,760	244,110	239,870	235,630
7～9人	238,160	232,560	231,170	226,970	224,170	218,580	214,390	210,190
10～12	225,290	219,730	218,340	214,160	211,380	205,820	201,650	197,470
13～15	217,570	212,020	210,640	206,480	203,710	198,160	194,000	189,840
16～18	212,420	206,890	205,510	201,360	198,590	193,060	188,910	184,760
19人以上	208,370	202,850	201,470	197,320	194,560	189,040	184,890	180,750

(12) 児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第2号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型を実施する場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1～2	474,840	465,990	463,770	457,140	452,510	443,730	437,160	430,540
3～4	386,720	377,870	375,660	369,020	364,390	355,620	349,040	342,420
5	426,660	416,040	413,380	405,410	399,860	389,330	381,440	373,500

(13) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	203,710	200,210	199,330	196,710	194,960	191,460	188,830	186,210
6人	169,760	166,840	166,110	163,920	162,460	159,550	157,360	155,170



## (14) 一時保護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870
6～10人	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770
11～15	31,317,060	30,429,750	30,207,930	29,542,440	29,098,790	28,211,490	27,546,010	26,880,530
16～20	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440
21～25	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
26～30	49,717,090	48,264,920	47,901,880	46,812,750	46,086,660	44,634,500	43,545,370	42,456,250
31～35	60,848,190	59,046,510	58,596,090	57,244,830	56,343,990	54,542,310	53,191,050	51,839,800
36～40	66,981,530	64,991,570	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710
41～45	73,114,880	70,936,620	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610
46～50	79,248,220	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520
51～55	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430
56～60	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
61～65	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
66～70	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140

※1 か所当たりの年額

## 2 加算分保護単価

### (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

#### ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900
21～25人	307,910	299,650	297,590	291,390	287,260	279,010	272,810	266,620
26～30	276,700	269,220	267,360	261,750	258,020	250,540	244,940	239,340
31～35	257,600	250,630	248,880	243,650	240,160	233,190	227,960	222,730
36～40	238,510	232,030	230,410	225,550	222,320	215,840	210,980	206,120
41～45	232,560	226,180	224,590	219,800	216,600	210,220	205,430	200,650
46～50	203,530	197,940	196,540	192,350	189,550	183,970	179,780	175,580
51～55	198,370	192,920	191,550	187,460	184,740	179,280	175,190	171,100
56～60	193,210	187,890	186,570	182,580	179,920	174,600	170,610	166,620
61～65	188,360	183,170	181,870	177,980	175,390	170,210	166,320	162,420
66～70	183,510	178,450	177,190	173,390	170,860	165,810	162,020	158,220
71～75	179,210	174,270	173,030	169,320	166,860	161,910	158,210	154,500
76～80	174,910	170,080	168,880	165,250	162,840	158,020	154,390	150,770
81～85	172,810	168,030	166,840	163,260	160,870	156,100	152,520	148,930
86～90	170,700	165,990	164,800	161,260	158,900	154,180	150,640	147,100
91～95	167,180	162,570	161,410	157,950	155,640	151,020	147,560	144,090
96～100	163,660	159,150	158,020	154,630	152,380	147,860	144,480	141,100
101～105	161,830	157,370	156,250	152,900	150,670	146,200	142,850	139,500
106～110	160,020	155,600	154,490	151,180	148,970	144,540	141,230	137,910
111～115	158,210	153,840	152,750	149,460	147,280	142,900	139,620	136,340
116～120	156,410	152,080	151,000	147,750	145,580	141,260	138,010	134,770
121～125	154,780	150,490	149,430	146,210	144,070	139,780	136,570	133,350
126～130	153,160	148,910	147,850	144,660	142,540	138,300	135,110	131,930
131～135	152,760	148,520	147,460	144,280	142,160	137,930	134,740	131,560
136～140	152,360	148,130	147,070	143,890	141,780	137,550	134,370	131,200
141～145	150,830	146,640	145,590	142,440	140,350	136,160	133,010	129,860
146～150	149,310	145,150	144,110	141,000	138,920	134,770	131,650	128,530
151人以上	148,740	144,600	143,570	140,460	138,390	134,250	131,150	128,040

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530
21～25人	326,390	317,540	315,330	308,690	304,270	295,420	288,780	282,150
26～30	291,480	283,540	281,550	275,590	271,620	263,670	257,720	251,760
31～35	270,780	263,390	261,540	255,990	252,290	244,900	239,350	233,810
36～40	250,090	243,250	241,540	236,400	232,970	226,130	220,990	215,850

イ 4.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900
21～25人	316,980	308,470	306,340	299,950	295,690	287,170	280,780	274,390
26～30	294,840	286,850	284,850	278,860	274,860	266,870	260,880	254,890
31～35	273,780	266,340	264,480	258,900	255,180	247,750	242,170	236,590
36～40	252,730	245,840	244,120	238,960	235,520	228,630	223,470	218,300
41～45	245,110	238,370	236,680	231,630	228,260	221,520	216,460	211,400
46～50	214,410	208,510	207,040	202,610	199,660	193,760	189,340	184,910
51～55	208,950	203,200	201,760	197,440	194,560	188,810	184,490	180,180
56～60	203,500	197,880	196,480	192,280	189,460	183,860	179,650	175,440
61～65	199,740	194,230	192,850	188,710	185,960	180,440	176,310	172,180
66～70	195,980	190,570	189,210	185,150	182,450	177,030	172,970	168,910
71～75	191,360	186,070	184,750	180,780	178,130	172,840	168,880	164,910
76～80	186,740	181,570	180,280	176,410	173,820	168,650	164,780	160,910
81～85	184,380	179,280	178,000	174,170	171,620	166,520	162,690	158,860
86～90	182,030	176,980	175,720	171,940	169,420	164,370	160,590	156,800
91～95	178,310	173,370	172,140	168,430	165,970	161,030	157,330	153,630
96～100	174,590	169,760	168,550	164,940	162,520	157,700	154,080	150,460
101～105	172,600	167,820	166,630	163,050	160,660	155,890	152,300	148,720
106～110	170,610	165,890	164,700	161,160	158,800	154,070	150,530	146,990
111～115	169,430	164,730	163,560	160,040	157,690	152,990	149,480	145,950
116～120	168,240	163,580	162,410	158,910	156,580	151,910	148,410	144,910
121～125	166,440	161,830	160,670	157,200	154,900	150,270	146,810	143,340
126～130	164,640	160,070	158,920	155,500	153,210	148,630	145,200	141,770
131～135	164,090	159,520	158,380	154,960	152,680	148,120	144,700	141,280
136～140	163,530	158,980	157,840	154,430	152,160	147,600	144,180	140,770
141～145	161,880	157,360	156,240	152,860	150,600	146,090	142,710	139,330
146～150	160,220	155,750	154,640	151,290	149,050	144,580	141,230	137,880
151人以上	159,950	155,490	154,380	151,030	148,800	144,340	140,990	137,650

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530
21～25人	335,460	326,360	324,080	317,250	312,690	303,580	296,750	289,920
26～30	309,620	301,160	299,040	292,700	288,470	280,000	273,660	267,310
31～35	286,960	279,100	277,140	271,250	267,320	259,460	253,560	247,670
36～40	264,310	257,050	255,240	249,800	246,170	238,920	233,480	228,040

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	366,540	356,710	354,250	346,880	341,960	332,130	324,760	317,380
21～25人	339,830	330,660	328,360	321,480	316,900	307,720	300,850	293,970
26～30	313,110	304,600	302,470	296,090	291,830	283,320	276,930	270,550
31～35	291,890	283,930	281,950	275,980	272,000	264,040	258,080	252,110
36～40	270,670	263,270	261,420	255,870	252,170	244,780	239,230	233,680
41～45	265,010	257,700	255,870	250,390	246,730	239,410	233,930	228,450
46～50	236,260	229,740	228,110	223,210	219,950	213,430	208,530	203,640
51～55	229,840	223,480	221,890	217,130	213,950	207,600	202,830	198,070
56～60	223,410	217,230	215,680	211,050	207,950	201,770	197,130	192,500
61～65	218,850	212,800	211,280	206,730	203,700	197,650	193,100	188,550
66～70	214,300	208,360	206,870	202,420	199,450	193,520	189,060	184,610
71～75	208,990	203,200	201,740	197,400	194,500	188,710	184,360	180,020
76～80	203,670	198,020	196,610	192,380	189,550	183,900	179,670	175,430
81～85	201,730	196,120	194,730	190,520	187,720	182,120	177,920	173,720
86～90	199,770	194,220	192,830	188,670	185,890	180,330	176,170	172,000
91～95	195,380	189,960	188,600	184,540	181,820	176,400	172,330	168,260
96～100	190,990	185,700	184,380	180,400	177,760	172,460	168,490	164,520
101～105	189,700	184,430	183,120	179,170	176,540	171,270	167,330	163,380
106～110	188,410	183,180	181,870	177,950	175,330	170,100	166,170	162,250
111～115	186,310	181,140	179,840	175,950	173,370	168,190	164,310	160,420
116～120	184,210	179,090	177,810	173,970	171,400	166,280	162,440	158,600
121～125	183,060	177,970	176,690	172,870	170,320	165,230	161,410	157,580
126～130	181,910	176,840	175,580	171,770	169,240	164,170	160,370	156,570
131～135	181,280	176,220	174,960	171,170	168,640	163,590	159,800	156,010
136～140	180,640	175,600	174,340	170,560	168,040	163,000	159,210	155,430
141～145	179,540	174,530	173,270	169,510	167,000	161,990	158,230	154,460
146～150	178,440	173,450	172,210	168,470	165,970	160,980	157,240	153,500
151人以上	177,250	172,290	171,050	167,340	164,860	159,900	156,180	152,470

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	388,710	378,170	375,540	367,630	362,370	351,830	343,920	336,020
21～25人	358,310	348,540	346,100	338,780	333,900	324,140	316,820	309,490
26～30	327,900	318,910	316,670	309,930	305,430	296,450	289,710	282,970
31～35	305,070	296,690	294,600	288,320	284,130	275,750	269,470	263,190
36～40	282,250	274,480	272,540	266,720	262,830	255,060	249,230	243,410

(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	319,060	310,970	308,950	302,890	298,850	290,770	284,700	278,640
31~35人	301,710	294,000	292,080	286,300	282,450	274,740	268,960	263,190
36~40	284,360	277,040	275,200	269,710	266,050	258,730	253,240	247,740
41~45	282,620	275,210	273,360	267,810	264,100	256,700	251,150	245,590
46~50	269,300	262,180	260,400	255,070	251,510	244,390	239,050	233,720
51~55	261,940	255,000	253,260	248,060	244,590	237,640	232,430	227,230
56~60	254,580	247,820	246,120	241,050	237,660	230,890	225,810	220,740
61~65	248,460	241,830	240,180	235,200	231,890	225,260	220,290	215,310
66~70	242,340	235,850	234,230	229,360	226,110	219,620	214,750	209,890
71~75	236,780	230,420	228,830	224,060	220,870	214,510	209,740	204,960
76~80	231,220	224,980	223,430	218,750	215,630	209,400	204,720	200,040
81~85	228,250	222,080	220,530	215,890	212,800	206,620	201,980	197,350
86~90	225,290	219,160	217,630	213,040	209,970	203,840	199,250	194,650
91~95	220,880	214,850	213,340	208,810	205,790	199,750	195,230	190,700
96~100	216,480	210,530	209,040	204,580	201,610	195,660	191,200	186,740
101~105	215,680	209,760	208,270	203,830	200,870	194,940	190,490	186,050
106~110	214,890	208,990	207,510	203,080	200,120	194,220	189,790	185,360
111~115	212,040	206,210	204,750	200,370	197,460	191,620	187,250	182,870
116~120	209,190	203,430	201,990	197,670	194,790	189,030	184,710	180,390
121~125	208,800	203,050	201,610	197,290	194,410	188,640	184,330	180,010
126~130	208,410	202,660	201,220	196,900	194,030	188,270	183,950	179,630
131~135	206,880	201,160	199,730	195,440	192,580	186,860	182,570	178,280
136~140	205,350	199,670	198,240	193,980	191,130	185,450	181,190	176,930
141~145	204,820	199,150	197,720	193,460	190,620	184,940	180,680	176,420
146~150	204,310	198,620	197,210	192,940	190,100	184,420	180,160	175,900
151人以上	202,400	196,770	195,370	191,140	188,330	182,700	178,480	174,250



イ 3.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	338,850	330,190	328,030	321,530	317,200	308,540	302,050	295,550
31～35人	319,390	311,170	309,110	302,950	298,840	290,620	284,460	278,290
36～40	299,920	292,140	290,200	284,370	280,480	272,710	266,870	261,040
41～45	296,420	288,610	286,660	280,810	276,900	269,090	263,240	257,390
46～50	281,340	273,870	272,010	266,410	262,670	255,200	249,600	244,000
51～55	276,120	268,760	266,920	261,400	257,730	250,370	244,860	239,340
56～60	270,900	263,660	261,840	256,410	252,790	245,540	240,110	234,670
61～65	265,090	257,980	256,200	250,870	247,310	240,190	234,860	229,520
66～70	259,290	252,310	250,560	245,320	241,830	234,840	229,610	224,370
71～75	255,420	248,520	246,790	241,610	238,160	231,250	226,070	220,900
76～80	251,560	244,730	243,030	237,910	234,490	227,660	222,540	217,420
81～85	248,960	242,180	240,480	235,390	232,000	225,210	220,130	215,040
86～90	246,360	239,610	237,930	232,870	229,510	222,760	217,710	212,650
91～95	243,420	236,730	235,050	230,030	226,690	219,990	214,970	209,950
96～100	240,480	233,830	232,170	227,190	223,860	217,220	212,230	207,250
101～105	238,140	231,560	229,910	224,980	221,690	215,100	210,170	205,230
106～110	235,810	229,290	227,660	222,770	219,510	212,990	208,110	203,220
111～115	233,300	226,840	225,220	220,380	217,160	210,710	205,870	201,030
116～120	230,780	224,390	222,790	218,000	214,800	208,420	203,620	198,830
121～125	229,870	223,500	221,910	217,130	213,940	207,560	202,780	198,000
126～130	228,950	222,600	221,010	216,240	213,060	206,710	201,940	197,180
131～135	227,640	221,310	219,730	214,990	211,830	205,500	200,760	196,010
136～140	226,320	220,030	218,450	213,730	210,580	204,290	199,570	194,840
141～145	225,290	219,020	217,440	212,740	209,600	203,310	198,610	193,900
146～150	224,270	218,000	216,440	211,740	208,610	202,350	197,650	192,950
151人以上	222,830	216,600	215,040	210,380	207,260	201,040	196,370	191,700

ウ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	358,920	349,680	347,370	340,430	335,810	326,570	319,630	312,700
31～35人	343,780	334,850	332,610	325,920	321,450	312,520	305,830	299,130
36～40	328,630	320,020	317,870	311,400	307,100	298,480	292,030	285,570
41～45	328,750	320,010	317,820	311,260	306,880	298,130	291,570	285,010
46～50	317,300	308,790	306,660	300,270	296,010	287,500	281,110	274,720
51～55	310,280	301,930	299,840	293,580	289,400	281,050	274,790	268,530
56～60	303,270	295,080	293,040	286,900	282,790	274,610	268,470	262,330
61～65	295,960	287,940	285,940	279,930	275,920	267,900	261,900	255,880
66～70	288,640	280,800	278,840	272,960	269,040	261,200	255,320	249,440
71～75	284,680	276,920	274,980	269,160	265,280	257,520	251,700	245,880
76～80	280,710	273,040	271,120	265,360	261,520	253,840	248,080	242,330
81～85	276,780	269,180	267,290	261,580	257,790	250,190	244,500	238,800
86～90	272,850	265,330	263,450	257,820	254,060	246,550	240,910	235,280
91～95	268,660	261,230	259,380	253,800	250,090	242,650	237,090	231,510
96～100	264,480	257,140	255,300	249,790	246,120	238,770	233,260	227,750
101～105	263,860	256,530	254,690	249,190	245,530	238,200	232,700	227,200
106～110	263,240	255,920	254,090	248,600	244,950	237,630	232,140	226,660
111～115	260,530	253,290	251,470	246,040	242,420	235,170	229,740	224,300
116～120	257,830	250,650	248,860	243,470	239,890	232,710	227,330	221,940
121～125	256,800	249,650	247,850	242,490	238,910	231,750	226,380	221,020
126～130	255,780	248,630	246,850	241,500	237,930	230,790	225,440	220,090
131～135	255,110	247,980	246,200	240,860	237,300	230,170	224,820	219,480
136～140	254,450	247,330	245,550	240,220	236,660	229,540	224,210	218,870
141～145	253,350	246,250	244,480	239,160	235,600	228,510	223,190	217,860
146～150	252,250	245,180	243,410	238,100	234,560	227,480	222,170	216,860
151人以上	250,520	243,490	241,730	236,460	232,940	225,910	220,630	215,360

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	943,440	918,040	911,700	892,650	879,950	854,560	835,510	816,470
11～15人	739,430	719,340	714,320	699,250	689,200	669,110	654,040	638,970
16～20	627,770	610,370	606,020	592,970	584,280	566,880	553,830	540,790
21～25	570,440	554,570	550,600	538,700	530,760	514,890	502,990	491,080
26～30	545,920	530,680	526,860	515,430	507,810	492,560	481,130	469,700
31～35	532,640	517,740	514,010	502,840	495,380	480,480	469,300	458,120
36～40	519,380	504,810	501,170	490,250	482,960	468,400	457,470	446,550
41～45	505,830	491,630	488,070	477,410	470,310	456,100	445,430	434,780
46～50	492,300	478,440	474,980	464,580	457,650	443,790	433,400	423,000
51～55	486,230	472,530	469,110	458,830	451,990	438,290	428,010	417,740
56～60	480,160	466,620	463,240	453,090	446,320	432,780	422,630	412,470
61～65	476,100	462,670	459,310	449,240	442,520	429,090	419,010	408,940
66～70	472,040	458,710	455,380	445,380	438,720	425,390	415,390	405,390
71～75	467,180	453,990	450,690	440,790	434,180	420,990	411,090	401,190
76～80	462,330	449,260	445,990	436,190	429,650	416,580	406,780	396,970
81～85	458,760	445,780	442,540	432,800	426,320	413,340	403,600	393,870
86～90	455,190	442,310	439,090	429,430	422,980	410,090	400,430	390,760
91人以上	450,160	437,410	434,220	424,660	418,290	405,530	395,970	386,410

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	943,440	918,040	911,700	892,650	879,950	854,560	835,510	816,470
11～15人	775,930	754,800	749,510	733,660	723,090	701,960	686,100	670,250
16～20	654,960	636,790	632,240	618,610	609,530	591,350	577,720	564,100
21～25	592,340	575,840	571,720	559,350	551,100	534,600	522,220	509,850
26～30	564,170	548,400	544,460	532,640	524,750	508,990	497,160	485,340
31～35	554,800	539,260	535,370	523,720	515,950	500,410	488,760	477,100
36～40	545,430	530,120	526,290	514,810	507,150	491,840	480,360	468,880
41～45	535,220	520,160	516,400	505,110	497,580	482,530	471,240	459,950
46～50	525,000	510,210	506,510	495,420	488,020	473,230	462,130	451,030
51～55	517,300	502,720	499,070	488,130	480,830	466,250	455,310	444,370
56～60	509,600	495,220	491,630	480,850	473,660	459,270	448,490	437,710
61～65	504,170	489,930	486,370	475,700	468,580	454,340	443,670	432,990
66～70	498,730	484,640	481,120	470,550	463,500	449,410	438,840	428,270
71～75	493,800	479,840	476,350	465,880	458,890	444,930	434,460	423,990
76～80	488,870	475,040	471,580	461,200	454,290	440,460	430,090	419,710
81～85	484,870	471,150	467,710	457,420	450,560	436,830	426,530	416,240
86～90	480,880	467,250	463,850	453,630	446,820	433,200	422,990	412,770
91人以上	473,910	460,490	457,130	447,050	440,340	426,910	416,840	406,770

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	998,190	971,230	964,490	944,270	930,790	903,830	883,610	863,390
11～15人	812,190	790,020	784,480	767,850	756,760	734,590	717,960	701,330
16～20	682,340	663,380	658,640	644,420	634,950	615,990	601,770	587,550
21～25	614,100	596,980	592,700	579,860	571,300	554,180	541,340	528,500
26～30	600,430	583,630	579,430	566,820	558,420	541,620	529,020	516,410
31～35	587,140	570,680	566,560	554,220	545,980	529,520	517,170	504,830
36～40	573,860	557,740	553,710	541,620	533,550	517,430	505,340	493,250
41～45	560,310	544,540	540,590	528,770	520,880	505,120	493,290	481,460
46～50	546,760	531,340	527,490	515,930	508,220	492,800	481,240	469,680
51～55	540,700	525,450	521,640	510,200	502,560	487,310	475,870	464,420
56～60	534,650	519,550	515,780	504,460	496,910	481,810	470,500	459,170
61～65	530,590	515,600	511,860	500,610	493,110	478,120	466,880	455,630
66～70	526,530	511,640	507,920	496,760	489,310	474,430	463,260	452,100
71～75	522,820	508,030	504,330	493,240	485,840	471,050	459,960	448,870
76～80	519,110	504,410	500,740	489,720	482,370	467,670	456,650	445,640
81～85	514,410	499,840	496,200	485,270	477,990	463,420	452,490	441,560
86～90	509,710	495,270	491,650	480,820	473,600	459,150	448,320	437,490
91人以上	504,680	490,370	486,800	476,070	468,910	454,600	443,870	433,140

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400
11～15人	480,690	467,980	464,810	455,280	448,930	436,230	426,700	417,170
16～20	432,370	420,540	417,590	408,720	402,800	390,980	382,110	373,240
21～25	391,340	380,560	377,860	369,780	364,390	353,610	345,530	337,440
26～30	360,070	350,110	347,620	340,140	335,160	325,190	317,720	310,240
31～35	342,870	333,360	330,980	323,850	319,090	309,580	302,440	295,310
36～40	325,670	316,610	314,350	307,550	303,020	293,960	287,170	280,380
41～45	308,460	299,860	297,710	291,260	286,950	278,350	271,900	265,440
46～50	291,260	283,110	281,070	274,960	270,890	262,740	256,620	250,510
51～55	286,530	278,500	276,490	270,480	266,460	258,440	252,420	246,400
56～60	281,790	273,890	271,920	265,990	262,040	254,140	248,220	242,290
61～65	277,060	269,280	267,340	261,510	257,620	249,840	244,010	238,180
66～70	272,320	264,670	262,760	257,020	253,200	245,550	239,810	234,070
71～75	267,590	260,070	258,180	252,540	248,780	241,250	235,600	229,960
76～80	262,860	255,460	253,610	248,050	244,350	236,950	231,400	225,850
81～85	258,120	250,850	249,030	243,570	239,930	232,650	227,200	221,740
86～90	253,390	246,240	244,450	239,080	235,510	228,360	222,990	217,630
91人以上	248,660	241,630	239,870	234,600	231,090	224,060	218,790	213,520

オ 3 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400
11～15人	518,790	504,990	501,540	491,190	484,290	470,490	460,140	449,790
16～20	460,930	448,280	445,120	435,630	429,310	416,660	407,170	397,690
21～25	414,190	402,750	399,890	391,310	385,590	374,160	365,580	357,000
26～30	379,120	368,600	365,970	358,090	352,830	342,310	334,430	326,540
31～35	365,720	355,550	353,010	345,380	340,300	330,130	322,500	314,870
36～40	352,330	342,500	340,050	332,680	327,770	317,940	310,570	303,200
41～45	338,940	329,460	327,090	319,970	315,230	305,750	298,640	291,530
46～50	325,550	316,410	314,120	307,270	302,700	293,560	286,710	279,860
51～55	320,240	311,240	309,000	302,250	297,750	288,750	282,010	275,260
56～60	314,940	306,080	303,870	297,230	292,800	283,940	277,300	270,660
61～65	309,630	300,920	298,740	292,210	287,850	279,130	272,600	266,060
66～70	304,330	295,760	293,610	287,180	282,900	274,320	267,890	261,460
71～75	299,030	290,590	288,490	282,160	277,950	269,520	263,190	256,870
76～80	293,720	285,430	283,360	277,140	273,000	264,700	258,490	252,270
81～85	288,420	280,270	278,230	272,120	268,040	259,890	253,780	247,670
86～90	283,120	275,110	273,100	267,100	263,090	255,080	249,080	243,070
91人以上	277,810	269,940	267,980	262,080	258,140	250,270	244,370	238,470

(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	481,650	468,260	464,920	458,200	454,370	440,990	430,950	420,910
21～25	439,990	427,660	424,580	418,100	414,330	402,000	392,750	383,500
26～30	398,340	387,060	384,240	378,000	374,280	363,000	354,550	346,090
31～35	378,860	368,110	365,420	359,330	355,660	344,910	336,840	328,780
36～40	359,390	349,160	346,600	340,660	337,050	326,820	319,140	311,470
41～45	347,390	337,470	334,990	329,080	325,430	315,510	308,070	300,620
46人以上	335,400	325,780	323,380	317,490	313,830	304,210	297,000	289,780

イ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	509,710	495,510	491,960	484,640	480,410	466,220	455,570	444,930
21～25人	463,940	450,920	447,670	440,660	436,550	423,520	413,760	403,990
26～30	418,180	406,330	403,360	396,690	392,680	380,830	371,940	363,050
31～35	396,550	385,290	382,470	375,990	372,060	360,800	352,350	343,900
36～40	374,930	364,250	361,580	355,300	351,460	340,780	332,770	324,750
41～45	361,110	350,800	348,210	342,000	338,160	327,830	320,100	312,350
46人以上	347,300	337,340	334,850	328,700	324,870	314,900	307,430	299,960

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	536,820	521,850	518,100	510,200	505,580	490,610	479,380	468,150
21～25人	487,420	473,720	470,290	462,790	458,330	444,630	434,360	424,080
26～30	438,020	425,590	422,480	415,370	411,070	398,650	389,330	380,010
31～35	420,740	408,760	405,780	398,770	394,490	382,520	373,540	364,570
36～40	403,460	391,950	389,070	382,170	377,910	366,400	357,760	349,130
41～45	393,300	382,030	379,220	372,310	368,000	356,740	348,300	339,860
46人以上	383,140	372,130	369,380	362,450	358,100	347,090	338,830	330,580

(5) 一時保護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870
6～10人	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770
11～15	31,317,060	30,429,750	30,207,930	29,542,440	29,098,790	28,211,490	27,546,010	26,880,530
16～20	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440
21～25	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
26～30	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150
31～35	66,981,530	64,991,570	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710
36～40	73,114,880	70,936,620	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610
41～45	79,248,220	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520
46～50	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430
51～55	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
56～60	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
61～65	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140
66～70	109,914,940	106,606,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050

※1か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870
6～10人	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770
11～15	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440
16～20	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
21～25	49,717,090	48,264,920	47,901,880	46,812,750	46,086,660	44,634,500	43,545,370	42,456,250
26～30	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150
31～35	66,981,530	64,991,570	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710
36～40	79,248,220	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520
41～45	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430
46～50	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
51～55	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
56～60	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140
61～65	109,914,940	106,606,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050
66～70	122,181,630	118,497,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860

※1か所当たりの年額

ウ 4 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870
6～10人	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680
11～15	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440
16～20	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
21～25	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150
26～30	61,983,780	60,155,030	59,697,850	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060
31～35	73,114,880	70,936,620	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610
36～40	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430
41～45	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
46～50	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
51～55	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140
56～60	116,048,280	112,552,010	111,677,960	109,055,740	107,307,600	103,811,350	101,189,140	98,566,960
61～65	122,181,630	118,497,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860
66～70	128,314,970	124,442,130	123,473,930	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770

※1か所当たりの年額

エ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770
6～10人	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680
11～15	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
16～20	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150
21～25	61,983,780	60,155,030	59,697,850	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060
26～30	74,250,470	72,045,140	71,493,820	69,839,820	68,737,160	66,531,850	64,877,850	63,223,870
31～35	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
36～40	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
41～45	109,914,940	106,606,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050
46～50	122,181,630	118,497,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860
51～55	128,314,970	124,442,130	123,473,930	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770
56～60	140,581,660	136,332,240	135,269,900	132,082,810	129,958,100	125,708,700	122,521,630	119,334,580
61～65	152,848,350	148,222,350	147,065,870	143,596,350	141,283,350	136,657,370	133,187,870	129,718,390
66～70	158,981,690	154,167,410	152,963,850	149,353,120	146,945,970	142,131,710	138,520,990	134,910,300

※1 か所当たりの年額

オ 2 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680
6～10人	37,877,790	36,775,130	36,499,470	35,672,460	35,121,130	34,018,480	33,191,480	32,364,490
11～15	61,983,780	60,155,030	59,697,850	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060
16～20	74,250,470	72,045,140	71,493,820	69,839,820	68,737,160	66,531,850	64,877,850	63,223,870
21～25	92,650,500	89,880,310	89,187,780	87,110,120	85,725,030	82,954,860	80,877,220	78,799,590
26～30	104,917,190	101,770,420	100,983,750	98,623,660	97,050,280	93,903,530	91,543,460	89,183,400
31～35	128,314,970	124,442,130	123,473,930	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770
36～40	140,581,660	136,332,240	135,269,900	132,082,810	129,958,100	125,708,700	122,521,630	119,334,580
41～45	158,981,690	154,167,410	152,963,850	149,353,120	146,945,970	142,131,710	138,520,990	134,910,300
46～50	171,248,380	166,057,520	164,759,820	160,866,650	158,271,220	153,080,380	149,187,230	145,294,110
51～55	189,648,410	183,892,690	182,453,780	178,136,960	175,259,090	169,503,390	165,186,600	160,869,830
56～60	201,915,100	195,782,800	194,249,750	189,650,490	186,584,340	180,452,070	175,852,840	171,253,640
61～65	220,315,130	213,617,970	211,943,700	206,920,800	203,572,210	196,875,080	191,852,200	186,829,360
66～70	232,581,820	225,508,080	223,739,670	218,434,330	214,897,460	207,823,750	202,518,440	197,213,170

※1 か所当たりの年額



(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※ <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
※ <sub>2</sub> 1.6:1	259,630	252,120	250,240	244,610	240,860	233,350	227,720	222,090
1.5:1	285,590	277,330	275,270	269,080	264,950	256,690	250,500	244,300
1.4:1	317,320	308,150	305,850	298,970	294,390	285,210	278,330	271,450
1.3:1	335,990	326,270	323,850	316,560	311,700	301,990	294,700	287,420
(5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	248,340	241,160	239,360	233,980	230,390	223,210	217,820	212,440
1.5:1	271,990	264,130	262,160	256,260	252,330	244,470	238,570	232,670
1.4:1	300,620	291,930	289,760	283,240	278,890	270,200	263,680	257,160
1.3:1	335,990	326,270	323,850	316,560	311,700	301,990	294,700	287,420
(4.5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	237,990	231,110	229,390	224,230	220,790	213,910	208,750	203,590
1.5:1	259,630	252,120	250,240	244,610	240,860	233,350	227,720	222,090
1.4:1	285,590	277,330	275,270	269,080	264,950	256,690	250,500	244,300
1.3:1	317,320	308,150	305,850	298,970	294,390	285,210	278,330	271,450
(4:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	219,680	213,330	211,740	206,980	203,800	197,450	192,690	187,930
1.5:1	237,990	231,110	229,390	224,230	220,790	213,910	208,750	203,590
1.4:1	271,990	264,130	262,160	256,260	252,330	244,470	238,570	232,670
1.3:1	300,620	291,930	289,760	283,240	278,890	270,200	263,680	257,160

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※ <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
※ <sub>2</sub> 1.6:1	243,860	236,910	235,170	229,950	226,470	219,520	214,300	209,080
1.5:1	268,250	260,600	258,680	252,950	249,120	241,470	235,730	229,990
1.4:1	298,060	289,550	287,430	281,050	276,800	268,300	261,920	255,550
1.3:1	315,590	306,590	304,340	297,580	293,080	284,080	277,330	270,580
(5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	233,260	226,610	224,940	219,950	216,630	209,970	204,980	199,990
1.5:1	255,480	248,190	246,370	240,900	237,260	229,970	224,500	219,040
1.4:1	282,370	274,310	272,300	266,260	262,230	254,180	248,140	242,100
1.3:1	315,590	306,590	304,340	297,580	293,080	284,080	277,330	270,580
(4.5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	223,540	217,160	215,570	210,790	207,600	201,220	196,440	191,660
1.5:1	243,860	236,910	235,170	229,950	226,470	219,520	214,300	209,080
1.4:1	268,250	260,600	258,680	252,950	249,120	241,470	235,730	229,990
1.3:1	298,060	289,550	287,430	281,050	276,800	268,300	261,920	255,550
(4:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	206,340	200,460	198,990	194,570	191,630	185,740	181,330	176,920
1.5:1	223,540	217,160	215,570	210,790	207,600	201,220	196,440	191,660
1.4:1	255,480	248,190	246,370	240,900	237,260	229,970	224,500	219,040
1.3:1	282,370	274,310	272,300	266,260	262,230	254,180	248,140	242,100

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)*	173,060	168,130	166,890	163,190	160,720	155,780	152,080	148,380
(5:1)*	162,570	157,940	156,780	153,300	150,980	146,340	142,870	139,390
(4.5:1)*	149,030	144,770	143,710	140,520	138,400	134,150	130,960	127,770
(4:1)*	134,120	130,300	129,340	126,470	124,560	120,730	117,860	114,990

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)* <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	36,740	35,690	35,430	34,650	34,120	33,070	32,290	31,500
* <sub>2</sub> 3.5:1	55,880	54,290	53,890	52,690	51,900	50,300	49,110	47,910
3:1	81,280	78,970	78,390	76,650	75,490	73,170	71,430	69,690
(5:1)* <sub>1</sub>								
4:1	26,820	26,060	25,860	25,290	24,910	24,140	23,570	23,000
* <sub>2</sub> 3.5:1	46,250	44,930	44,600	43,610	42,950	41,630	40,640	39,650
3:1	71,530	69,490	68,980	67,450	66,430	64,390	62,860	61,330
(4.5:1)* <sub>1</sub>								
4:1	14,900	14,470	14,370	14,050	13,840	13,410	13,090	12,770
* <sub>2</sub> 3.5:1	34,170	33,190	32,950	32,220	31,730	30,760	30,030	29,290
3:1	59,610	57,910	57,480	56,210	55,360	53,660	52,380	51,110
(4:1)* <sub>1</sub>								
* <sub>2</sub> 3.5:1	19,160	18,610	18,470	18,060	17,790	17,240	16,830	16,420
3:1	44,700	43,430	43,110	42,150	41,520	40,240	39,280	38,330

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

## (10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,200	28,370	28,170	27,540	27,130	26,300	25,680	25,050
21～25人	23,360	22,700	22,530	22,030	21,700	21,040	20,540	20,040
26～30	19,470	18,910	18,780	18,360	18,080	17,530	17,120	16,700
31～35	16,690	16,210	16,090	15,740	15,500	15,030	14,670	14,310
36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,150	12,840	12,520
41～45	12,980	12,610	12,520	12,240	12,050	11,690	11,410	11,130
46～50	11,680	11,350	11,260	11,010	10,850	10,520	10,270	10,020
51～55	10,620	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	9,730	9,450	9,390	9,180	9,040	8,760	8,560	8,350
61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,710
66～70	8,340	8,100	8,040	7,870	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,420	6,260
81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	6,490	6,300	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
91～95	6,140	5,970	5,930	5,800	5,710	5,530	5,400	5,270
96～100	5,840	5,670	5,630	5,510	5,420	5,260	5,130	5,010
101～105	5,560	5,400	5,360	5,240	5,160	5,010	4,890	4,770
106～110	5,310	5,160	5,120	5,000	4,930	4,780	4,660	4,550
111～115	5,080	4,930	4,890	4,790	4,710	4,570	4,460	4,350
116～120	4,860	4,730	4,690	4,590	4,520	4,380	4,280	4,170
121～125	4,670	4,540	4,500	4,400	4,340	4,200	4,100	4,000
126～130	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850
131～135	4,320	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710
136～140	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,580
141～145	4,020	3,910	3,880	3,800	3,740	3,620	3,540	3,450
146～150	3,890	3,780	3,750	3,670	3,610	3,500	3,420	3,340
151人以上	3,760	3,660	3,630	3,550	3,500	3,390	3,310	3,230

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	58,410	56,750	56,340	55,090	54,260	52,600	51,360	50,110
11～15人	38,940	37,830	37,560	36,730	36,170	35,070	34,240	33,410
16～20	29,200	28,370	28,170	27,540	27,130	26,300	25,680	25,050
21～25	23,360	22,700	22,530	22,030	21,700	21,040	20,540	20,040
26～30	19,470	18,910	18,780	18,360	18,080	17,530	17,120	16,700
31～35	16,690	16,210	16,090	15,740	15,500	15,030	14,670	14,310
36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,150	12,840	12,520
41～45	12,980	12,610	12,520	12,240	12,050	11,690	11,410	11,130
46～50	11,680	11,350	11,260	11,010	10,850	10,520	10,270	10,020
51～55	10,620	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	9,730	9,450	9,390	9,180	9,040	8,760	8,560	8,350
61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,710
66～70	8,340	8,100	8,040	7,870	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,420	6,260
81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	6,490	6,300	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
91人以上	6,140	5,970	5,930	5,800	5,710	5,530	5,400	5,270

## (11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35人	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	57,620	55,960	55,550	54,300	53,470	51,810	50,570	49,320
11～15人	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～20	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220



(12) 個別対応職員加算（Ⅰ）分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 64,020	円 62,180	円 61,720	円 60,330	円 59,410	円 57,570	円 56,180	円 54,800

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 38,410	円 37,310	円 37,030	円 36,200	円 35,650	円 34,540	円 33,710	円 32,880
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220

ウ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
6人まで	円 96,040	円 93,270	円 92,580	円 90,500	円 89,120	円 86,350	円 84,280	円 82,200
7～9	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800
10～12	48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100
13～15	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～18	32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400
19人以上	30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960

エ ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 576,250	円 559,650	円 555,500	円 543,050	円 534,750	円 518,140	円 505,690	円 493,240

(13) 個別対応職員加算（Ⅱ）分保護単価

ア 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

定員	月額
1施設当たり	円 358,879

イ ファミリーホーム

定員	月額
1施設当たり	円 358,879

(14) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500
21～25人	20,990	20,390	20,240	19,790	19,490	18,900	18,450	18,000
26～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000
31～35	14,990	14,560	14,460	14,140	13,920	13,500	13,180	12,860
36～40	13,110	12,740	12,650	12,370	12,180	11,810	11,530	11,250
41～45	11,660	11,320	11,240	10,990	10,830	10,500	10,250	10,000
46～50	10,490	10,190	10,120	9,890	9,740	9,450	9,220	9,000
51～55	9,540	9,260	9,200	8,990	8,860	8,590	8,380	8,180
56～60	8,740	8,490	8,430	8,240	8,120	7,870	7,680	7,500
61～65	8,070	7,840	7,780	7,610	7,490	7,270	7,090	6,920
66～70	7,490	7,280	7,230	7,070	6,960	6,750	6,590	6,430
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,300	6,150	6,000
76～80	6,550	6,370	6,320	6,180	6,090	5,900	5,760	5,620
81～85	6,170	5,990	5,950	5,820	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,830	5,660	5,620	5,490	5,410	5,250	5,120	5,000
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,060	4,940	4,870	4,720	4,610	4,500
101～105	4,990	4,850	4,820	4,710	4,640	4,500	4,390	4,280
106～110	4,770	4,630	4,600	4,490	4,430	4,290	4,190	4,090
111～115	4,560	4,430	4,400	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,060	3,930	3,840	3,750
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,900	3,780	3,690	3,600
126～130	4,030	3,920	3,890	3,800	3,750	3,630	3,540	3,460
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,610	3,500	3,410	3,330
136～140	3,740	3,640	3,610	3,530	3,480	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,490	3,410	3,360	3,250	3,180	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,250	3,150	3,070	3,000
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,420	17,890	17,760	17,360	17,090	16,560	16,170	15,770
31～35人	15,790	15,330	15,220	14,880	14,650	14,200	13,860	13,510
36～40	13,810	13,420	13,320	13,020	12,820	12,420	12,120	11,820
41～45	12,280	11,930	11,840	11,570	11,390	11,040	10,780	10,510
46～50	11,050	10,730	10,650	10,410	10,250	9,940	9,700	9,460
51～55	10,050	9,760	9,680	9,470	9,320	9,030	8,820	8,600
56～60	9,210	8,940	8,880	8,680	8,540	8,280	8,080	7,880
61～65	8,500	8,250	8,190	8,010	7,890	7,640	7,460	7,280
66～70	7,890	7,660	7,610	7,440	7,320	7,100	6,930	6,760
71～75	7,370	7,150	7,100	6,940	6,840	6,620	6,460	6,300
76～80	6,900	6,710	6,660	6,510	6,410	6,210	6,060	5,910
81～85	6,500	6,310	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
86～90	6,140	5,960	5,920	5,780	5,700	5,520	5,390	5,250
91～95	5,810	5,650	5,600	5,480	5,400	5,230	5,100	4,980
96～100	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730
101～105	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,730	4,620	4,500
106～110	5,020	4,880	4,840	4,730	4,660	4,510	4,410	4,300
111～115	4,800	4,660	4,630	4,530	4,460	4,320	4,210	4,110
116～120	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
121～125	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780
126～130	4,250	4,120	4,090	4,000	3,940	3,820	3,730	3,640
131～135	4,090	3,970	3,940	3,850	3,800	3,680	3,590	3,500
136～140	3,940	3,830	3,800	3,720	3,660	3,550	3,460	3,380
141～145	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,260
146～150	3,680	3,570	3,550	3,470	3,420	3,310	3,230	3,150
151人以上	3,560	3,460	3,430	3,360	3,300	3,200	3,130	3,050

## (15) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	25,780	24,960	24,750	24,130	23,720	22,890	22,270	21,660
21～25人	20,630	19,970	19,800	19,310	18,970	18,310	17,820	17,320
26～30	17,190	16,640	16,500	16,090	15,810	15,260	14,850	14,440
31～35	14,730	14,260	14,140	13,790	13,550	13,080	12,730	12,370
36～40	12,890	12,480	12,370	12,060	11,860	11,440	11,140	10,830
41～45	11,460	11,090	11,000	10,720	10,540	10,170	9,900	9,620
46～50	10,310	9,980	9,900	9,650	9,490	9,150	8,910	8,660
51～55	9,370	9,070	9,000	8,770	8,620	8,320	8,100	7,870
56～60	8,590	8,320	8,250	8,040	7,900	7,630	7,420	7,220
61～65	7,930	7,680	7,610	7,420	7,300	7,040	6,850	6,660
66～70	7,360	7,130	7,070	6,890	6,770	6,540	6,360	6,180
71～75	6,870	6,650	6,600	6,430	6,320	6,100	5,940	5,770
76～80	6,440	6,240	6,180	6,030	5,930	5,720	5,570	5,410
81～85	6,060	5,870	5,820	5,670	5,580	5,380	5,240	5,090
86～90	5,730	5,540	5,500	5,360	5,270	5,080	4,950	4,810
91～95	5,420	5,250	5,210	5,080	4,990	4,820	4,690	4,560
96～100	5,150	4,990	4,950	4,820	4,740	4,580	4,450	4,330
101～105	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120
106～110	4,680	4,530	4,500	4,380	4,310	4,160	4,050	3,930
111～115	4,480	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760
116～120	4,290	4,160	4,120	4,020	3,950	3,810	3,710	3,610
121～125	4,120	3,990	3,960	3,860	3,790	3,660	3,560	3,460
126～130	3,960	3,840	3,800	3,710	3,650	3,520	3,420	3,330
131～135	3,820	3,690	3,660	3,570	3,510	3,390	3,300	3,200
136～140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,270	3,180	3,090
141～145	3,550	3,440	3,410	3,320	3,270	3,150	3,070	2,980
146～150	3,430	3,320	3,300	3,210	3,160	3,050	2,970	2,880
151人以上	3,320	3,220	3,190	3,110	3,060	2,950	2,870	2,790

## (16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	34,980	33,980	33,730	32,990	32,490	31,500	30,750	30,000
11～20世帯	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500
21～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000
31～40	15,740	15,290	15,180	14,840	14,620	14,170	13,840	13,500
41～50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,000
51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500

## (17) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10 世 帯	58,050	56,310	55,870	54,570	53,700	51,970	50,660	49,360
20 世 帯	29,020	28,150	27,940	27,280	26,850	25,980	25,330	24,680
30 世 帯	19,350	18,770	18,620	18,190	17,900	17,320	16,880	16,450
31 ～ 40	14,510	14,070	13,970	13,640	13,420	12,990	12,660	12,340
41 ～ 50	11,610	11,260	11,170	10,910	10,740	10,390	10,130	9,870
51世帯以上	9,670	9,380	9,310	9,090	8,950	8,660	8,440	8,220

## (18) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10 世 帯	55,680	54,020	53,610	52,360	51,530	49,870	48,630	47,380
11 ～ 20	27,840	27,010	26,800	26,180	25,760	24,930	24,310	23,690
21 ～ 30	18,560	18,010	17,870	17,450	17,180	16,620	16,210	15,790
31 ～ 40	13,920	13,500	13,400	13,090	12,880	12,470	12,150	11,840
41 ～ 50	12,530	12,150	12,060	11,780	11,590	11,220	10,940	10,660
51世帯以上	11,130	10,800	10,720	10,470	10,300	9,970	9,720	9,470

## (19) 小規模グループケア加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460
21～25人	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180
51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070
56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150
61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370
66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700
71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610
81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160
86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770
91～95	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410
96～100	6,920	6,750	6,710	6,590	6,500	6,340	6,210	6,090
101～105	6,590	6,430	6,390	6,270	6,190	6,040	5,920	5,800
106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,910	5,760	5,650	5,530
111～115	6,020	5,870	5,830	5,730	5,650	5,510	5,400	5,290
116～120	5,760	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,070
121～125	5,530	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,870	4,780	4,680
131～135	5,120	5,000	4,970	4,880	4,820	4,690	4,600	4,510
136～140	4,940	4,820	4,790	4,700	4,640	4,530	4,440	4,350
141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,480	4,370	4,280	4,200
146～150	4,610	4,500	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060
151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,190	4,090	4,010	3,930

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
31～35人	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180
51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070
56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150
61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370
66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700
71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610
81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160
86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770
91～95	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410
96～100	6,920	6,750	6,710	6,590	6,500	6,340	6,210	6,090
101～105	6,590	6,430	6,390	6,270	6,190	6,040	5,920	5,800
106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,910	5,760	5,650	5,530
111～115	6,020	5,870	5,830	5,730	5,650	5,510	5,400	5,290
116～120	5,760	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,070
121～125	5,530	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,870	4,780	4,680
131～135	5,120	5,000	4,970	4,880	4,820	4,690	4,600	4,510
136～140	4,940	4,820	4,790	4,700	4,640	4,530	4,440	4,350
141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,480	4,370	4,280	4,200
146～150	4,610	4,500	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060
151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,190	4,090	4,010	3,930

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	69,230	67,570	67,150	65,910	65,080	63,420	62,170	60,930
11～15人	46,150	45,040	44,770	43,940	43,380	42,280	41,450	40,620
16～20	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460
21～25	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180
51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070
56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150
61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370
66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700
71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610
81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160
86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770
91人以上	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460
21～25	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
46人以上	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180



## (20) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35人	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	57,620	55,960	55,550	54,300	53,470	51,810	50,570	49,320
11～15人	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～20	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860

(21) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,320
21 ~ 25人	11,450
26 ~ 30	9,540
31 ~ 35	8,180
36 ~ 40	7,160
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,580
81 ~ 85	3,370
86 ~ 90	3,180
91 ~ 95	3,010
96 ~ 100	2,860
101 ~ 105	2,720
106 ~ 110	2,600
111 ~ 115	2,490
116 ~ 120	2,380
121 ~ 125	2,290
126 ~ 130	2,200
131 ~ 135	2,120
136 ~ 140	2,040
141 ~ 145	1,970
146 ~ 150	1,900
151人以上	1,840

イ 児童自立支援施設

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,540
31 ~ 35人	8,180
36 ~ 40	7,160
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,580
81 ~ 85	3,370
86 ~ 90	3,180
91 ~ 95	3,010
96 ~ 100	2,860
101 ~ 105	2,720
106 ~ 110	2,600
111 ~ 115	2,490
116 ~ 120	2,380
121 ~ 125	2,290
126 ~ 130	2,200
131 ~ 135	2,120
136 ~ 140	2,040
141 ~ 145	1,970
146 ~ 150	1,900
151人以上	1,840

ウ 乳児院  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,640
11 ~ 15人	19,090
16 ~ 20	14,320
21 ~ 25	11,450
26 ~ 30	9,540
31 ~ 35	8,180
36 ~ 40	7,160
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,580
81 ~ 85	3,370
86 ~ 90	3,180
91人以上	3,010

エ 母子生活支援施設  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,640
11 ~ 20世帯	14,320
21 ~ 30	9,540
31 ~ 40	7,160
41 ~ 50	5,720
51世帯以上	4,770

オ 児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,220
21 ~ 25人	7,380
26 ~ 30	6,150
31 ~ 35	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,100
46 ~ 50	3,690
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91 ~ 95	1,940
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,420
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,230
151人以上	1,190

カ 児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,150
31 ~ 35人	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,100
46 ~ 50	3,690
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91 ~ 95	1,940
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,420
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,230
151人以上	1,190

キ 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,450
11 ~ 15人	12,300
16 ~ 20	9,220
21 ~ 25	7,380
26 ~ 30	6,150
31 ~ 35	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,100
46 ~ 50	3,690
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91人以上	1,940

ク 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,450
11 ~ 20世帯	9,220
21 ~ 30	6,150
31 ~ 40	4,610
41 ~ 50	3,690
51世帯以上	3,070

## (22) 基幹的職員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	160	160	150	150	150	140	140	130
106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	140	140	130	130	130	120	120	120
121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90



イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35人	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	160	160	150	150	150	140	140	130
106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	140	140	130	130	130	120	120	120
121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,730	1,670	1,660	1,620	1,590	1,530	1,490	1,450
11～15人	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
16～20	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91人以上	180	170	170	170	160	160	150	150

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46人以上	340	330	330	320	310	300	290	290

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
11～20世帯	860	840	830	810	790	760	740	720
21～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51世帯以上	280	280	270	270	260	250	240	240

## (23) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,060
21 ～ 25人	8,050
26 ～ 30	6,710
31 ～ 35	5,750
36 ～ 40	5,030
41 ～ 45	4,470
46 ～ 50	4,020
51 ～ 55	3,660
56 ～ 60	3,350
61 ～ 65	3,090
66 ～ 70	2,870
71 ～ 75	2,680
76 ～ 80	2,510
81 ～ 85	2,360
86 ～ 90	2,230
91 ～ 95	2,110
96 ～ 100	2,010
101 ～ 105	1,910
106 ～ 110	1,830
111 ～ 115	1,750
116 ～ 120	1,670
121 ～ 125	1,610
126 ～ 130	1,540
131 ～ 135	1,490
136 ～ 140	1,430
141 ～ 145	1,380
146 ～ 150	1,340
151人以上	1,290

## (24) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,790
21 ～ 25人	6,230
26 ～ 30	5,190
31 ～ 35	4,450
36 ～ 40	3,890
41 ～ 45	3,460
46 ～ 50	3,110
51 ～ 55	2,830
56 ～ 60	2,590
61 ～ 65	2,390
66 ～ 70	2,220
71 ～ 75	2,070
76 ～ 80	1,940
81 ～ 85	1,830
86 ～ 90	1,730
91 ～ 95	1,640
96 ～ 100	1,550
101 ～ 105	1,480
106 ～ 110	1,410
111 ～ 115	1,350
116 ～ 120	1,290
121 ～ 125	1,240
126 ～ 130	1,190
131 ～ 135	1,150
136 ～ 140	1,110
141 ～ 145	1,070
146 ～ 150	1,030
151人以上	1,000

## (25) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
1人当たり	8,290

## (26) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
	円
世帯	
40	7,160
41 ~ 50	5,720
51世帯以上	4,770

## (27) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11 ~ 20世帯	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

## (28) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,580
11 ~ 20世帯	7,790
21 ~ 30	5,190
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

## (29) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	34,980	33,980	33,730	32,990	32,490	31,500	30,750	30,000
11~20世帯	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500
21~30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000
31~40	15,740	15,290	15,180	14,840	14,620	14,170	13,840	13,500
41~50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,000
51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500

## (30) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,390
21~25人	7,510
26~30人	6,260
31~35人	5,360

(31) 一時保護施設の専門職員等加算分保後単価

区分	定員	年額
個別対応職員加算分	11人～20人	円 5,861,464
	21人以上	11,722,928

区分	年額
栄養士加算分	円 4,738,511

区分	定員	年額
事務職員加算分	20人まで	円 1,414,880
	21人以上	4,994,869

(32) 一時保護施設の新基準対応加算分保護単価

看護師加算単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 536,656	円 519,544	円 515,266	円 502,432	円 493,875	円 476,763	円 463,929	円 451,095

※1 施設当たりの月額

学習指導員加算

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 530,475	円 513,564	円 509,337	円 496,653	円 488,198	円 471,287	円 458,604	円 445,921

※1 施設当たりの月額

心理職配置改善（定員 10 人につき 1 人）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	554,560	538,730	534,770	522,910	514,990	499,170	487,300	475,430
11～20世帯	1,109,123	1,077,471	1,069,558	1,045,818	1,029,992	998,340	974,600	950,861
21～30	1,663,685	1,616,206	1,604,337	1,568,728	1,544,989	1,497,510	1,461,901	1,426,292
31～40	2,218,247	2,154,942	2,139,116	2,091,637	2,059,985	1,996,680	1,949,202	1,901,723
41～50	2,772,809	2,693,678	2,673,895	2,614,547	2,574,982	2,495,851	2,436,502	2,377,154
51～60	3,327,370	3,232,413	3,208,673	3,137,456	3,089,977	2,995,020	2,923,802	2,852,584
61～70	3,881,932	3,771,149	3,743,453	3,660,365	3,604,974	3,494,190	3,411,103	3,328,015

※ 1 施設当たりの月額

夜間職員（常勤職員を 1 名以上配置する施設）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	481,093	465,790	461,964	450,487	442,835	427,532	416,055	404,577

※ 1 施設当たりの月額

夜間職員（上記以外の施設）

月額
円
244,705

※ 1 施設当たりの月額

(33) 一時保護施設のユニットケア加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1グループ当たり	653,584	637,969	634,066	622,355	614,547	598,932	587,221	575,510

※ 1 グループ当たりの月額

(34) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 6,270

(35) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）

定員	月額
1施設当たり	円 164,890

(36) 社会的養護処遇改善加算分保護単価

処遇改善加算（Ⅰ）

職員	月額
1人当たり	円 6,080

処遇改善加算（Ⅱ）

職員	月額
1人当たり	円 6,080

処遇改善加算（Ⅲ）

職員	月額
1人当たり	円 18,250

処遇改善加算（Ⅳ）

職員	月額
1人当たり	円 42,590

処遇改善加算（Ⅴ）

職員	月額
1人当たり	円 6,080



## (37) 社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価

職員	月額
1人当たり	円 10,950

## (38) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価

職員	月額
1人当たり	円 24,342

## (39) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価

## ア 分園型小規模グループケア

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 576,250	円 559,650	円 555,500	円 543,050	円 534,750	円 518,140	円 505,690	円 493,240

(40) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

## (41) 医療的ケア児等受入加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	69,230	67,570	67,150	65,910	65,080	63,420	62,170	60,930
21～25人	55,380	54,050	53,720	52,720	52,060	50,730	49,740	48,740
26～30	46,150	45,040	44,770	43,940	43,380	42,280	41,450	40,620
31～35	39,560	38,610	38,370	37,660	37,180	36,240	35,520	34,810
36～40	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460
41～45	30,760	30,030	29,840	29,290	28,920	28,180	27,630	27,080
46～50	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370
51～55	25,170	24,570	24,420	23,960	23,660	23,060	22,610	22,150
56～60	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
61～65	21,300	20,790	20,660	20,280	20,020	19,510	19,130	18,740
66～70	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
71～75	18,460	18,010	17,900	17,570	17,350	16,910	16,580	16,240
76～80	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
81～85	16,290	15,890	15,800	15,500	15,310	14,920	14,630	14,330
86～90	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
91～95	14,570	14,220	14,130	13,870	13,700	13,350	13,080	12,820
96～100	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180
101～105	13,180	12,870	12,790	12,550	12,390	12,080	11,840	11,600
106～110	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070
111～115	12,040	11,750	11,680	11,460	11,310	11,030	10,810	10,590
116～120	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150
121～125	11,070	10,810	10,740	10,540	10,410	10,140	9,940	9,740
126～130	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370
131～135	10,250	10,010	9,940	9,760	9,640	9,390	9,210	9,020
136～140	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700
141～145	9,540	9,320	9,260	9,090	8,970	8,740	8,570	8,400
146～150	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
151人以上	8,930	8,710	8,660	8,500	8,390	8,180	8,020	7,860

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	122,880	119,690	118,890	118,060	114,900	111,710	109,320	106,930
11～15人	81,920	79,790	79,260	78,710	76,600	74,470	72,880	71,280
16～20	61,440	59,840	59,440	59,030	57,450	55,850	54,660	53,460
21～25	49,150	47,870	47,550	47,220	45,960	44,680	43,730	42,770
26～30	40,960	39,890	39,630	39,350	38,300	37,230	36,440	35,640
31～35	35,100	34,190	33,970	33,730	32,830	31,910	31,230	30,550
36～40	30,720	29,920	29,720	29,510	28,720	27,920	27,330	26,730
41～45	27,300	26,590	26,420	26,230	25,530	24,820	24,290	23,760
46～50	24,570	23,930	23,770	23,610	22,980	22,340	21,860	21,380
51～55	22,340	21,760	21,610	21,460	20,890	20,310	19,870	19,440
56～60	20,480	19,940	19,810	19,670	19,150	18,610	18,220	17,820
61～65	18,900	18,410	18,290	18,160	17,670	17,180	16,810	16,450
66～70	17,550	17,090	16,980	16,860	16,410	15,950	15,610	15,270
71～75	16,380	15,950	15,850	15,740	15,320	14,890	14,570	14,250
76～80	15,360	14,960	14,860	14,750	14,360	13,960	13,660	13,360
81～85	14,450	14,080	13,980	13,890	13,510	13,140	12,860	12,580
86～90	13,650	13,300	13,210	13,110	12,760	12,410	12,140	11,880
91人以上	12,930	12,590	12,510	12,420	12,090	11,760	11,500	11,250

(42) 自立支援担当職員加算（I）分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240

ウ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220

オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	115,250	111,930	111,100	108,610	106,950	103,630	101,140	98,640

カ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860

キ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	96,040	93,270	92,580	90,500	89,120	86,350	84,280	82,200
7～9	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800
10～12	48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100
13～15	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～18	32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400
19人以上	30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960

(43) 自立支援担当職員加算 (Ⅱ) 分保護単価

ア 児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	12,470
21 ~ 25人	9,980
26 ~ 30	8,310
31 ~ 35人	7,130
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,990
51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,170
116 ~ 120	2,080
121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,920
131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660
151人以上	1,610

ウ 児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,310
31 ~ 35人	7,130
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,990
51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,170
116 ~ 120	2,080
121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,920
131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660
151人以上	1,610

イ 地域小規模児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
1施設当たり	249,540



エ 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	16,630
11 ~ 20世帯	12,470
21 ~ 30	8,310
31 ~ 40	6,230
31 ~ 50	4,990
51世帯以上	4,150

オ 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設(非常勤職員)

定員	月額
	円
1世帯につき	49,900

カ 児童心理治療施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,310
31 ~ 35	7,130
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46人以上	4,990

キ 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所I型に限る。)  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
6人まで	41,590
7 ~ 9	27,720
10 ~ 12	20,790
13 ~ 15	16,630
16 ~ 18	13,860
19人以上	13,130

別表 2

事務費の事務単価

1 一般分事務単価

(1) 里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 施設当たり	3,192,811	3,120,792	3,102,787	3,048,773	3,012,763	2,940,744	2,886,729	2,832,715

(2) 在宅指導措置委託

1 件当たりの月額
円
109,000

2 加算分事務単価

(1) 里親支援員加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
配置支援員 1 人につき	523,557	506,786	502,593	490,015	481,629	464,858	452,279	439,701

(2) 心理療法担当職員加算分事務単価 (常勤単価)

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674

(3) 心理療法担当職員加算分事務単価 (常勤的非常勤・非常勤単価)

里親支援センター

(常勤的非常勤職員)

	月額
1 施設当たり	円
	286,420

(非常勤職員)

	月額
1施設当たり	円 184,560

(4) 親子関係再構築支援加算 (I) 分事務単価

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 532,686	円 516,683	円 512,683	円 500,681	円 492,680	円 476,677	円 464,676	円 452,674

(5) 親子関係再構築支援加算 (II) 分事務単価

里親支援センター

月額
円 283,752

(6) 自立支援担当職員加算 (I) 分事務単価

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 532,686	円 516,683	円 512,683	円 500,681	円 492,680	円 476,677	円 464,676	円 452,674

(7) 自立支援担当職員加算 (II) 分事務単価

里親支援センター

月額
円 283,752

(8) 市町村連携事業加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 556,296	円 539,524	円 535,332	円 522,753	円 514,367	円 497,596	円 485,018	円 472,439

(9) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (I) 分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 532,686	円 516,683	円 512,683	円 500,681	円 492,680	円 476,677	円 464,676	円 452,674

(10) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (II) 分事務単価

月額
円 283,752

(11) 休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 751,741	円 734,970	円 730,777	円 718,199	円 709,813	円 693,042	円 680,463	円 667,885

(12) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価

	月額
1人当たり	円 24,342

## 別表 3

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

## (1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

## (参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算	1人。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。 定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)



(6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員	定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 里親支援センター

職種別	職員の定数
センター長	1人。
里親制度等普及促進担当者 (里親リクルーター)	1人。
里親等支援員	1人。
里親研修等担当者 (里親トレーナー)	1人。

(参考：加算職員一覧(里親支援センター))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
親子関係再構築支援加算	家庭支援専門相談員1人。
自立支援担当職員加算	1人。
里親等支援員加算	里親支援センター管内の登録里親世帯数が60世帯を超えて、20世帯につき1人を上限とする。
市町村連携事業加算	1人。
レスパイト・ケア体制構築事業加算	1人。
休日・夜間支援体制強化事業加算	里親等支援員1人。管理宿直等職員1人。

(8) 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅰ型)

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(児童自立生活援助事業所Ⅰ型))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。
個別対応職員	1人。

(9) 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅱ型)

職種別	職員の定数
指導員	定員2人に対して1人。

(10) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
個別対応職員	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(11) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

(12) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(参考：加算職員一覧(小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)、地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員（1人、非常勤）及び年休代替要員費等が含まれる。

( 参 考 )

保護準備 (入所児童等 1人当たり) 表

(令和6年4月1日)

経費の 種 目	一般生活費以外の事業費																	
	一般生活費	健康増進 費	幼稚園費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学 支援金	特別育成費	夏季等特別 行事費	請求一時 扶助費	職業補償費	就職支援費・ 大学進学等自 立生活支援費	祭 費	冷暖房費	予防接種費	防災対策費	視力矯正費	
	月額	月額	月額	月額	月額	年額	年額	上限月額	1件当り	年額	月額	1件当り	1件当り	月額	月額	年額	月額	
児童養護施設	(一般分) 55,270円 (乳児分) 63,860円 9,380円	26,100円	幼稚園等の就 園に必要な入 学金、保育料 、制服等の実 費 ただし、就園 奨励費補助額 又は給付等利 用給付費支給 額を控除した 額	(一般分) 小学校 7,210円 中学校 9,380円 特別支援学校 の高等部 9,380円	その学校にお いて徴収され る実費	小学校 第6学年 22,690円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 進学児童 81,000円	小学校 第1学年 64,300円 中学校 第3学年 39,540円 高等学校 進学児童 86,300円	高等学校 在学児童 (公立) 28,330円 (私立) 39,540円 (入学期) 86,300円	3,150円	5,950円	通所のため の交通費実費 教科書代等 5,030円	82,760円 さらに別に定 める基準に該 当する場合に ついては、住 居費及び生活 雑費の経費を 加算 413,340円	161,290円 ただし、火葬 料、自動車料 については一 定額を加算	1級地 5,290円 2級地 4,980円 3級地 4,920円 4級地 3,780円 その他の地域 870円	予防接種に 係る経費	年額	視力矯正のた めの眼鏡等を 購入する場合 にかかる実費 。	
児童自立支援施設 (通所部を含む)	(入所児分) 55,270円 (通所児分) 16,980円			(加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のため の交通 費の実費 3 部活動に必 要な道具代 送達費等の 実費 4 学習塾に必 要な授業 料、講習会 費等の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 小学校級児童 200円 中学校級児童 290円	111,290円	特別支援学 校の高等部 に在学児童 が就職又は通 学に役立つ資 格取得又は 講習等を受 講するための 経費 57,620円	就職又は通学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円	補習費 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円			補習費特別準備 25,000円	大学等受給費 158,000円		1級地 3,640円 2級地 3,490円 3級地 3,450円 4級地 2,760円 その他の地域 870円				総合的な防災 対策の充実に かかる実費の 合算額(ただし、 45万円以内)
里 親	(一般分) 55,530円 (乳児分) 64,120円			児童自立生 活援助事業所 入所児童 が就職又は通 学に役立つ資 格取得又は 講習等を受 講するための 経費 57,620円 *母子生活支 援施設は6に 関する				補習費特別準備 25,000円			大学等受給費 158,000円		1級地 3,640円 2級地 3,490円 3級地 3,450円 4級地 2,760円 その他の地域 870円					総合的な防災 対策の充実に かかる実費の 合算額(ただし、 45万円以内)
ファミリーホーム	(一般分) 55,270円 (乳児分) 63,860円	26,100円 *児童自立生 活援助事業所 入所児童 が就職又は通 学に役立つ資 格取得又は 講習等を受 講するための 経費 57,620円												1級地 4,840円 2級地 4,580円 3級地 4,530円 4級地 3,450円 その他の地域 870円				
児童心理治療施設 (通所部を含む)	(入所児分) 55,730円 (通所児分) 16,980円													1級地 6,520円 2級地 6,090円 3級地 6,010円 4級地 4,640円 その他の地域 870円 *通所児 については、母子 生活支援施設 の準則とする				
乳 児 院	(3歳未満児分) 63,860円 (3歳以上児分) 55,270円 乳児院病室等 児童加算費 111,650円													1級地 8,780円 2級地 8,130円 3級地 8,020円 4級地 6,240円 その他の地域 870円				
母子生活支援施設	入所者 (1人当たり) 4,130円 保育室保育 入所児童 3歳未満児 10,350円 3歳以上児 6,570円													1級地 2,440円 2級地 2,240円 3級地 2,210円 4級地 1,660円 その他の地域 130円				
児童自立生活援助 事業所	児童自立生活 援助事業所A の型のうち、里 親の居宅又は 児童自立生活 援助を行う対象 者の居宅にお いて事業を行う 場合) 55,530円 (上記以外の場 合) 55,270円				その学校にお いて徴収され る実費	高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を含 む。) 111,290円	高等学校 在学児童 (公立) 28,330円 (私立) 39,540円 (入学期) 86,300円	就職又は通学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円				通所のため の交通費実費 教科書代等 5,030円	82,760円 さらに別に定 める基準に該 当する場合に ついては、住 居費及び生活 雑費の経費を 加算 413,340円	161,290円 ただし、火葬 料、自動車料 については一 定額を加算	児童自立生活 援助事業所A 1級地 5,850円 2級地 5,490円 3級地 5,420円 4級地 4,170円 その他の地域 870円			総合的な防災 対策の充実に かかる実費の 合算額(ただし、 45万円以内)
														児童自立生活 援助事業所B 1級地 2,810円 2級地 2,580円 3級地 2,540円 4級地 1,870円 その他の地域 130円				
														児童自立生活 援助事業所C (児童自立生活 援助事業所B の型のうち、里 親の居宅又は 児童自立生活 援助を行う対象 者の居宅にお いて事業を行う ものに限る。) 1級地 3,640円 2級地 3,490円 3級地 3,450円 4級地 2,760円 その他の地域 870円				

種別	経費の 種目	一般生活費以外の事業費																	
		一般生活費	被虐待児 受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学 支度金	特別育成費	夏季等特別 行事費	期末一時 扶助費	職業指導費	就職支援費・ 大学進学等自 立生活支援費	葬 祭 費	冷暖房費	予防接種費	防災対策費	視力矯正費	
		日額	日額	月額	月額	月額	年額	年額	上限月額	1件当り	年額	月額	1件当り	1件当り	月額	月額	年額	月額	
一時保護施設	①一時保護され た日から5日目 まで (一般分) 4,590円 (乳児分) 6,230円 ②6日目から 30日目まで (一般分) 1,270円 (乳児分) 1,290円 ③①及び②以外 (一般分) 1,820円 (乳児分) 2,100円 ④乳児院病室等 児童加算費 3,670円	850円	幼稚園等の就 園に必要な入 学金、保育料 、制服等の費 9,380円 ただし、就園 奨励費補助額 を控除した額 9,380円	(一般分) 小学校 7,210円 中学校 9,380円 特別支援学校 の高等部 9,380円 (加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のた めの交通 費の実費 3 部活動に必 要な運賃代 運賃等の 実費 4 学習に必 要な授業 料、講習会 費等の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 小学校様当 200円 中学校様当 290円 6 特別支援学 校の高等部 入学に要す る費用 86,300円 7 特別支援学 校の高等部 在学児童が 就職又は進 学に役立つ 資格取得又 は講習等を 受講するた めの経費 57,620円	その学校にお いて徴収され る実費 小学校 第6学年 22,690円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を含 む。) 111,290円	小学校 第6学年 入学児童 64,300円 中学校 第1学年 進学児童 81,000円 高等学校 第3学年 進学のための 交通費の実費 就職又は進学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円 補習費 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別 25,000円 大学等受験費 158,000円	高等学校 在学児童 (公立) 28,330円 (私立) 39,540円 (入学時) 86,300円 通学のための 交通費の実費 就職又は進学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円 補習費 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別 25,000円 大学等受験費 158,000円	3,150円	5,950円	通所のための 交通費実費教 科書代等 5,030円				1級地 4,740円 2級地 4,470円 3級地 4,420円 4級地 3,530円 その他の地域 870円	予防接種費に かかる実費				視力矯正のため の眼鏡等を 購入する場合 にかかる実費

(注)この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 里親及び児童自立生活援助事業所II型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものについては委託手当として月額90,000円(専門里親は月額141,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に44,630円を上限として、実費を合算した額が加算され、(4) 里親(専門里親を含む。)及びファミリーホームが一時的な休息のための運動を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立生活援助施設児童が退社したときには退社手当として、(6) 助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩助産料(分娩児1人につき237,720円)、胎盤処置料、新生児介補料及び保険料が支弁される、(7) 一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額4,630円が支弁され、(8) 里親委託児童(一時保護委託を含む)及び児童自立生活援助事業所II型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものであって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額1,500円(専門里親は月額15,000円)が支弁され、(9) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に進学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。